（削る）

二十三～五十一　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　地籍調査に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

十二　国土調査法第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。

十三　大規模災害からの復興に関する法律第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

（開発調査官）

第二十三条　開発監理部に、開発調査官三人を置く。

2　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十三　（略）

（削る）

（削る）

二十四　（略）

（港湾空港部に置く課）

第六十二条　港湾空港部に、次の四課を置く。

港湾計画課

港湾建設課

港湾行政課

空港・防災課

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画に関すること（災害の防止に関するものを除く。）。

二～四　（略）

（港湾建設課の所掌事務）

第六十四条　港湾建設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二十二の三　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

二十三～五十一　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（開発調査官）

第二十三条　開発監理部に、開発調査官二人を置く。

2　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十三　（略）

二十四　国土調査法第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。

二十五　大規模災害からの復興に関する法律第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。

二十六　（略）

（港湾空港部に置く課）

第六十二条　港湾空港部に、次の四課を置く。

港湾計画課

港湾建設課

港湾行政課

空港課

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画に関すること。

二～四　（略）

（港湾建設課の所掌事務）

第六十四条　港湾建設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾及び航路の維持並びに港湾の保安の確保に関すること。